



かなざきひさを応援する会・会報 53号 事務局 上山口 1878 番地の 9 Tel&Fax 878-7961 携帯 090-4076-2425

E-Mail kanazakihi@jcom.home.ne.jp URL <http://members2.jcom.home.ne.jp/kanazakihi/>

葉山町議会第 3 回定例会が開催されました。 期日平成 25 年 9 月 4 日～10 月 4 日

この定例会では、決算の審査をはじめとし、様々な課題の審議が行われました。議長職にある身としては、議員としての私心を述べることができず、はがゆい思いをしました。

かなざきひさが感じた問題点

○平成 24 年度決算

・一般会計歳入歳出決算 ----- 12 対 1 で認定

*ペットボトル減容機の売り払い 145 万円

町民から出されたペットボトル（総量 85 トン）の品質はとても良く、クリーンセンターに設置された減容機で町職員により圧縮され、それを処理業者に引渡しておりました。処理費はゼロ円で収入は約 300 万円でした。

しかし、24 年度にその減容機を売り払い、圧縮を業者に委託し、その費用（45 万円）となっております。売り払った理由は職員の仕事の合理化のためとのこと。町職員で勤務時間内に行われていた仕事を、なぜ業者に委託するのか、全く分かりません。この費用はこれからずっと必要なものとなります。県下ワースト 1 のごみ処理経費を少しでも削減する意思があるとは思えない行為です。

*集団資源回収協力団体への協力奨励金の改正がなされていない。

集団資源回収協力団体への協力奨励金は 1 kg 3 円であるにもかかわらず、モデル地区および土曜ひろばの資源回収協力奨励金は 1 kg 5 円です。同額に改めるべきです。

*プラスチックを 2 種類に分別することを止めるべき。

容器包装プラスチックは町職員で収集をし、廃プラスチックは不燃ごみとして業者に収集委託をしております。その分別を行うことにより、少なくとも 1500 万円の損失を町民に与えています。そのような状況で容器包装リサイクル協会に属しているのはなぜなのでしょう。

*ごみの休日収集 ----- 2258 時間の休日手当が必要

町民のアンケート等を取ることもなく、例年どおり休日収集を続けて、人件費の上乗せをしている。

・国民健康保険特別会計歳入歳出決算 ----- 5 対 8 で不認定

*保険料削減のための方策がなされていない。

・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 ----- 9 対 4 で認定

*かなざきひさが後期高齢者広域連合の議員を務めます。10 月 28 日（月）に議会が開催されます。

・介護保険特別会計歳入歳出決算 ----- 11 対 2 で認定

・下水道事業特別会計歳入歳出決算 ----- 4 対 9 で不認定

*水環境の浄化に対して、将来展望が全く見えない。成り行き任せの事業展開と言わざるを得ません。

○消防長の辞任

定例会初日の本会議に出席していた消防長が突然、辞任をしたことにより、4人の議員が一般質問に取り上げました。その質疑応答の中に様々な問題点がありました。

• 勸奨退職制度

*一般的には肩たたきとされているが、25年以上勤務しかつ50歳以上の職員が有する権利であり、本人の申し出により成り立つ。要綱で決められている。

*勸奨退職申出書は7月31日までに提出する。

*提出書類は課内において持ち回り決裁される。

*最終判断は町長が行う。

*不承認の場合は30日以内に不承認通知書により本人に通知する。

*勸奨退職制度を利用したいと思った職員がその書類を提出したにもかかわらず、通常の手続きを経ないまま、認められない旨を口頭で伝えられるようなことがあったならば、ゆゆしき問題です。

○勸奨退職の取扱いに係る調査に関する決議（案） ----- 5対8で否決

提出者 横山すみ子議員

賛成者 長塚かおる・待寺真司・中村文彦・笠原俊一の各議員

反対者 鈴木道子・守屋巨弘・田中孝夫・畑中由喜子・土佐洋子・荒井直彦・窪田美樹・近藤昇一の各議員

職員の当然の権利を、為政者等の都合により、守られないということがあってはならない。そして、その疑義があるので、地方自治法第100条で決められている調査権を行使して、真実を調査すべきとの提案でした。

反対議員の意見としては、何か証拠があれば当然調査をしなければならない事案であるが、証拠のないまま、100条委員会を設置するわけにはいかないの、証拠を見つけて、出し直すべき、ということでした。

証拠があれば100条委員会の設置をする必要はない、との意見もありました。

議会としては、疑わしきは罰せず、ということではなく、疑わしきは調査すべき、という考え方を示してほしかったと思います。

○本会議インターネット中継

10月8日（火）今定例会のインターネット中継を見た方から、疑問・質問を議長あてにいただきました。

答えられることは、即答いたしましたが、確認しなければならないことがありましたので、町長に面談を申込みました。

10日（木）町長・総務部長・総務課長同席のもと、勸奨退職制度等についての確認を行いました。

かなざきひさの質問	お返事
勸奨退職制度は該当する職員全員にお知らせするものですか。	個人的には知らせません。でも、閲覧できるようにはなっています。（総務部長・総務課長）
ご自分で勸奨退職をしようと思った方が、書類を窓口に出した場合、受領印は押すのですか。	通常押さないと。（総務部長）
それでは受理されたかどうか分からないですね。	30日以内に勸奨退職承認（不承認）通知書により通知することになっています。（総務部長・総務課長）
それがどちらも来ない時点で本人が、受理されているかどうか、問い合わせすべきことなのですか。	受理された書類はこのような印鑑が押してあります。（町長）
書類が出されたにもかかわらず、それが行方不明になったとしたらどうなるのですか。	そのようなことがあれば、厳罰ものです。（町長・総務部長・総務課長）
本会議で課長は「受理していない」とご答弁なさいましたが、それは提出もされていないということですか。	そうです。受け取っていません。（総務課長）
部下が退職願を提出した場合、辞めさせたくないと思った時、それを預かっておいて、何とか辞めないように説得するということがありますよね。説得に成功すると目の前で破く、というドラマを見たことがあります。	人間関係において、そのようなこともあります。（町長）